

令和元年第9回平取町議会臨時会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。ただいまより令和元年第9回平取町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、2番高山議員と3番四戸議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますのでその結果を議会運営委員会委員長より報告願います。6番櫻井議員。

6番
櫻井議員

本日招集されました第9回町議会臨時会の議会運営等につきましては、本日開催いたしました議会運営委員会において協議し、会議については本日1日間とすることで意見の一致を見ておりますので議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、議案第1号平取町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

議案第1号平取町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。1ページをご覧ください。本条例は、令和元年11月5日施行の住民基本台帳法施行令等の一部改正により旧氏を住民票とマイナンバーカードに併記できるようになることに伴い、旧氏による印鑑登録を可能にするために本条例を一部改正するものであります。新旧対照表によりご説明いたします。3ページをご覧ください。右側が現行、左側が改正案であります。登録資格ですが文言整理でございまして、第2条1項中「町内に住所を有し、」を削除し、（昭和42年法律第81号）の次に「。以下「法」という。」を追加し、「基づき登録」を「基づき平取町の住民基本台帳に記録」に改めます。登録印鑑の不受理ですが、第5条第1号を削除し第2号を第1号とし、「住民基本台帳に登録」を「住民基本台帳に記録」に改め、「氏名、氏、名、」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を追加し、「若しくは通称」の次に「、旧氏」を追加いたします。第2号として「職業、資格、その他氏名、旧氏、又は通称以外の事項を表しているもの」を追加いたします。根拠法令、条文、文言の整理でございまして、登録出来ない印鑑について旧氏に関するも

のを追加記載しております。第5条第7号中、括弧付き数字にて「(1)、(2)」と表記していたものを記載のとおり「第1号及び第2号の規定」に文言を整理いたしております。印鑑登録原票ですけれども、第7条第1項第3号中「氏名(」の後に、「氏に変更があった者にかかる住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては、氏名及び当該通称、」を追加し、「通称が記録」を「通称の記載が」に改め、「氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改めます。文言の整理と印鑑登録原票に登録できる項目に旧氏を追加するものでございます。第2項中、「(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。))」を前項第3号に追加したため削除いたします。印鑑登録の抹消ですが第13条第1項第5号中、「氏名、氏」の次に、「(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。))」を追加いたします。旧氏に変更があった場合の印鑑登録の抹消について追加いたしております。印鑑登録の証明ですが第16条第1項中、「登録者にかかる」を「登録者に係る」と漢字表記に改め、併せて第7条の次に第1項を追加いたします。根拠法令、文言の整理でございます。「(外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき外国人登録原票に登録されているものが受けた印鑑の登録の取扱い)」ですが、外国人登録法は廃止となっておりますので第21条を削除し次の第22条「規則への委任」を第21条といたします。2ページをご覧ください。平取町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例で附則といたしまして、この条例は令和元年11月5日から施行するものであります。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第3、議案第1号平取町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第2号令和元年度平取町一般会計補正予算第9号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは、議案第2号令和元年度平取町一般会計補正予算第9号について説明をいたしたいと思っております。まず本日、配布をいたしました当日配付資料アイヌ

政策推進交付金事業をお手元にご用意願います。これにつきましては、今回補正予算に上げる事業を、今年度実施する事業を表としてあらわしたものです。それでこの表について簡単に説明をいたしますけども、これにつきましてはNo. 1からNo. 17まで今年度実施する事業となっておりますけども、No. 17につきましては、今回ではなくて11月に補正を予定したいと思っております。今回、提出する補正予算の関係ですけども、ここの中で事業名の後に財源振替と記載をしていますけども、資料No.の3番と4番と8番、14番、それぞれ財源振替というふうに記載をしていますけども、このところは補正の額は実際ほとんどありませんけども財源の振り替えをするということで、例えば当初予算で、この事業でいきますと14番の平取町学習塾運営事業であれば、当初3000万の予算を組んでおりまして、それについては全て地方債ということでしたけども、今回のこの交付金に10月以降、対象となるということになりましたので概ね1500万円の80%については、地方債から交付金の方に替わる、国の財源に替わるということで、国の交付金が増えて地方債が減少するというようなことがこの4事業についてはおきますので、あまり補正の額は表として説明の中にはでてきませんが、そのような状況になるということになっています。この令和1年度の総合計で1億2840万1千円というのが交付決定の額となっておりますので、これは実際事業をする中では、例えば3番・4番のデマンドの関係については9月20日の補正予算でいくと559万6千円の補正ということで、計画よりもデマンドバスの使用料、当初購入ということだったのがリースになったということも含めて減額をしていますので、交付決定よりは実際の額としては減るというかたちになっております。それでは補正予算の概要について説明をしていきたいと思っております。

議案第2号「令和元年度平取町一般会計補正予算（第9号）」につきまして、ご説明いたしますので7ページをお開きください。令和元年度平取町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ8922万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ64億1148万5千円にしようとするものです。第2項で、歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとしています。また第2条で、地方債の変更は「第2表地方債補正」によることとしております。それでは、「歳入歳出予算事項別明細書」の歳出から説明いたしますので、15ページをお開きください。上段科目は、2款1項9目企画費13節委託料2000万円の追加です。内訳としては、イオル文化交流センター基本計画策定業務委託料と生活交通ネットワーク計画策定支援業務委託料となっております。イオル文化交流センター基本計画策定業務委託料につきましては、アイヌ文化に関する環境保全をするための施設として、広域関連区域に相応しい基盤施設として文化継承に必要な環境資源に関する調査研究機能、文化環境、資源の保全対策に関する試験、施行、調査研究結果や保全対策施行結果を活かした

普及啓発、研修の拠点として整備するもので、その施設に関する基本計画の策定業務の委託となっております。生活交通ネットワーク計画策定支援業務委託料につきましては、デマンドバスと町の公共交通全体の見直しを、アイヌ政策推進交付金を活用し実施するもので、内容としては道南バスの利用実態調査や地域公共交通網形成計画の策定支援、システム又はアプリを活用した利便性の向上の検討など交通ICT活用支援業務を実施することとしています。財源内訳につきましては今回の2件の委託料に加えて、9月20日に予算を補正いたしましたデマンドバス運行业務委託料、デマンドバス使用料、合計559万6千円についても財源振替を行っておりまして、9月補正段階では559万6千円の財源内訳としては、過疎債550万円と残りは一般財源としておりましたが、国のアイヌ政策推進交付金10分の80が447万6千円とし、過疎債を450万円減額、その残りを一般財源としております。財源内訳としては、国・道の欄が2047万6千円となっておりますが、今回の2000万円に対する国の交付金1600万円と前回の振り替えた分の447万6千円、合わせて2047万6千円となっております。地方債につきましては、9月補正額が550万円でしたが、交付金に振り替えることにより、450万円減額し、また、今回の生活交通ネットワーク計画策定支援業務について交付金の残分、地方債100万円を増加することから、結果として350万円減額することにしていきます。一般財源につきましても交付金事業にかかり特別交付税として交付されることとなることから、これらについては、歳入で説明したいと思っております。続きまして、下段の3款1項1目社会福祉総務費9節旅費、普通旅費58万円の増加、11節需用費食糧費5万円、消耗品費22万7千円の増加、13節委託料3737万6千円、事業費としては21世紀・アイヌ文化伝承の森推進事業業務委託料、アイヌ文化ブランド化推進事業業務委託料、精神文化拠点施設整備事業（慰霊塔）調査設計委託料となっております。15節工事請負費1200万円、精神文化拠点施設（慰霊塔）整備工事となっております。まず9節旅費、11節需用費、13節の21世紀・アイヌ文化伝承の森推進事業業務につきましましては、先程の事業の一覧表の中で、21世紀・アイヌ文化伝承の森推進事業ということで、3085万7千円という事業費がありましたけども、トータルとしてその事業費になるもので、もともとは「21世紀・アイヌ文化伝承の森プロジェクト」に係る事業で、これらを進めるうえで必要な旅費、需用費、委託料に主に係る費用を補正することにしまして、旅費につきましては、特に林野庁等との協議が必要だということで旅費を計上し、食料費、事務消耗品費について予算を補正したいと思っております。また委託料につきましては、事業計画にも掲載されているとおり本事業を進めるための事業推進体制の確立やコタンコロカムイが持続的に生息できる空間の拡充のための専門家等との現地調査を踏まえた検討や生息環境の整備、イオル型多層林の形成に向けた検討と21世紀アイヌ文化伝承の森エリアの防護柵の設置、食文化も含めたアイヌ民具の素材の確保の為の現地調査や現地調査に基づく今後の計画の策定と技術の継承のた

めの記録の作成と検討ということです。その他、アイヌの伝統的狩猟文化の継承を実験・実践し記録の作成や空間の設営のための検討、三井の森ほか企業林や町有林との連携を促進するための課題の整理と関係機関の協議や共用林の設定などの検討、包括的なフレームとしての文化景観・環境の保全の検討ということで、国立公園化に向けた検討、アイヌ文化と森林を活かした新しい生業の開発の検討ということでフィールドミュージアムの検討などについて、委託事業で実施するものです。続きましてアイヌ文化ブランド化推進事業業務委託料につきましても、アイヌ伝統工芸が多様な消費者ニーズに対応していくため、知名度の高いデザイナーとのコラボレーションによる商品開発等の取り組みを通じて、アイヌ工芸の発展と販路拡大を図ることを目的に、今年度は最終的には実施計画の立案を委託業務で実施するものと、アイヌ工芸品の需要拡大に対応した様々な販売方法の検討とそれに対応した販売体制の確立を委託業務で実施するものです。13節委託料の精神文化拠点施設整備事業（慰霊塔）調査設計委託料と15節工事請負費の精神文化拠点施設（慰霊塔）整備工事につきましても、アイヌの人々の心の拠り所となり、毎年、慰霊祭を執り行う場所とするために整備するものです。財源内訳としては、今回のこの社会福祉総務費で、5023万3千円の補正をいたしますけれども、その10分の8が国・道の4018万5千円、地方債につきましても、精神文化拠点施設整備に関する分で、交付金残分を地方債、過疎債として財源を見込んでおります。その残りを一般財源としております。続きまして16ページをお開きください。上段3款1項7節共同作業場費18節備品購入費平取町アイヌ工芸伝承館用備品として207万5千円を追加するもので、木工旋盤機を購入するものです。財源内訳につきましても、今回の補正と当初予算に係るアイヌ政策推進交付金による財源の振替となっております、今回の補正分としては、交付金が166万円と一般財源として41万5千円とし、当初予算で計上しておりました、アイヌ工芸伝承館管理業務委託料のうち、699万3千円を体験事業関連経費として交付金対象事業となったことから、この699万3千円の10分の8の559万4千円を交付金で見込み、その分、一般財源充当分を減額するものです。下段6款2項1節観光振興費13節1150万円の増額で事業の内訳としては、平取町観光プロモーション事業業務委託料、アイヌ文化魅力発信事業業務委託料、アイヌ文化・食・回遊コンテンツ事業業務委託料、アイヌ文化情報発信事業業務委託料となっております。事業の内容としては、平取町観光プロモーション事業業務委託料は、アイヌ文化を継承する拠点となる二風谷コタン等を道内外にPRするため、平取町の地域資源を活かし、独自性を持ったプロモーション活動を実施するため、その基本・実施計画の作成、企画立案、調査及びその利活用を図るため専門家の考え方を取り入れながら、観光客の増加とリピータ化を図るために五ヵ年計画を策定するものです。アイヌ文化魅力発信事業業務委託料は、アイヌ文化の更なる魅力発展の為にも、若年層の取り組みは必須であることから、「ゴールデンカムイ」などの人気漫画とコラボをすることにより、交流人口の増加と

冬季閑散期対策として「謎解きイベント」等二風谷地区だけではなく本町の義経神社などにも立ち寄れるイベントを実施するものです。アイヌ文化・食・回遊コンテンツ事業業務委託料は、これまで以上にアイヌ文化に触れていただく機会をさらに増加するとともに、アイヌ文化に触れた観光客を二風谷地区だけではなく町全体をPRするため、工芸館、飲食店、お土産店など観光客が集る場所でアイヌ文化と食や温泉といったチケットを販売し回遊してもらう仕組みを構築するものです。アイヌ文化情報発信事業業務委託料は、町内で実施するイベントで若年層が身近で普段使いできるTシャツ、ソックス、帽子などのアイヌファッションを無償で提供し、参加者が身に着け広告塔としてSNSで情報発信を促し、より身近にアイヌ文化に触れ親しむ機会を提供するものです。財源内訳としては、補正額1150万円の10分の8の交付金920万円が国・道の交付金、残りが一般財源となっています。17ページ上段9款1項2目事務局費13節委託料平取町学習塾運營業務委託料26万7千円の増額です。これは、びらとり義経塾の利用人数が当初は85名を予定しておりましたが、現在110名となり当初より増加したことにより、委託料を増額するものです。また、財源につきましては、当初は過疎債を3000万円充当していましたが、10月以降の委託料につきましては、アイヌ政策推進交付金を充当することとし、対象事業費1501万8千円に対しての交付金1201万5千円と地方債については減額し財源を振り替えるものです。続いて下段9款4項3目文化財保護費9節旅費350万円、普通旅費193万6千円、費用弁償156万4千円の追加です。これは、外務省が開設したジャパンハウスロンドンで2021年にアイヌ文化発信事業を行うため、今年度は、東京での外務省、イギリス大使館との打合せ、イギリスでのジャパンハウスロンドン担当者との企画打合せを行うため旅費を追加するものです。ジャパンハウスロンドンは、外務省が世界の3都市に設置した対外発信拠点で、その内、日本文化への関心が高まるヨーロッパの拠点として、ロンドンの目抜き通りに誕生した複合的な文化・商業施設となっています。予算の内訳としては、普通旅費としては外務省等東京での打合せの職員旅費が2名分、イギリスでの打合せ分の職員旅費が3名分、費用弁償としては、イギリスでの打合せにアイヌ文化関係団体からの出席も要請されていることから4名分の予算を補正するものです。本事業を実施することにより、ヨーロッパからのインバウンドの誘致を図ることが可能となります。次に13節委託料アイヌ文化博物館所蔵民具撮影業務委託料165万円の追加です。これは、アイヌ文化博物館が所蔵するアイヌ民具を高解像度デジタルカメラで撮影し台帳を作成し、図録刊行することで、今後、国立アイヌ民族博物館や他の施設への貸し出しの際の事前の調査研究や一般向け普及啓蒙用に活用することを目的に、全体では1,500点程度ありますが、その内当年度は300点の民具を撮影するものです。財源につきましては、ジャパンハウス関連事業とアイヌ民具の撮影費用と合わせて515万円となっていますが、10分の8の交付金が412万円、残りに一般財源を充当するものです。

歳出は以上です。続きまして、歳入につきまして12ページをお開きください。上段科目は10款1項1目地方交付税1節地方交付税717万6千円、内訳として普通交付税293万9千円、特別交付税423万7千円の増額です。これは、15ページ以降の歳出で説明をいたしましたアイヌ政策推進交付金対象事業に係る交付金、起債等を除いた一般財源の2分の1の423万7千円を特別交付税で見込み、その残を普通交付税と後ほど説明する前年度繰越金を充当するものです。次に下段15款2項2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金アイヌ政策推進交付金に9325万円の追加です。これは、交付税同様に歳出の15ページ以降の歳出で説明をいたしましたアイヌ政策推進交付金対象事業に係る交付金で、対象事業費1億1656万6千円の10分の8を交付金として見込んでいます。詳細の内訳につきましては、歳出で説明したとおりです。次に13ページ上段、20款1項1目繰越金1節繰越金前年度繰越金129万9千円の増額です。今回の補正に関して国庫補助金、起債、地方交付税の財源を充当し不足となる財源を平成30年度の繰越金から求めようとするものです。次に下段22款1項1目総務債1節総務債350万円の減額で地域公共交通活性化事業がアイヌ政策推進交付金対象事業の対象となったことから、450万円の減額、生活交通ネットワーク計画策定支援事業について、アイヌ政策推進交付金の残りの100万円を過疎債に求めるものです。次に14ページをお開きください。上段22款1項2目民生債1節民生債精神文化拠点施設（慰霊塔）整備事業280万円の追加です。これは歳出の15ページ下段で説明をした標記事業に対して、アイヌ政策推進交付金の残りの財源を過疎債に求めるものです。下段22款1項8目教育債1節教育債平取町学習塾運営事業1180万円の減額です。これは歳出の17ページ上段で説明をしましたが、当初は全て地方債を充当していましたが、10月以降の事業費についてアイヌ政策推進交付金を充当することにより地方債が減額されることになるものです。歳入歳出事項別明細書については、以上です。次に10ページ「第2表地方債補正」をお開きください。第2表「地方債補正」は、起債の目的、補正前の限度額と補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものでございます。先程、歳出の15～17ページご説明したとおり、本補正予算における起債の目的は、一つ目は「地域公共交通活性化事業」で、限度額を補正前の1090万円から、補正後は640万円としています。二つ目は「平取町学習塾運営事業」で、限度額を補正前の3000万円から補正後は1820万円としています。三つ目は「生活交通ネットワーク計画策定支援事業」で、今回新たに限度額を100万円としています。四つ目は「精神文化拠点施設（慰霊塔）整備事業」で、今回新たに280万円としようとするものです。次に、18ページをお開きください。18ページは「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」です。前前年度の平成29年度末現在高、前年度の30年度末の現在高見込額、並びに当該年度・令和元年度末の現在高見込みにつきましては、それぞれ記載のと

おりです。以上、議案第2号「平取町一般会計補正予算（第9号）」について、ご説明申し上げましたので、ご審議の程、よろしく願いたします。

議長 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はございませんか。11番松澤議員。

11番松澤議員 16ページの商工費観光振興費委託料の1番最後のアイヌ文化情報発信事業業務委託料なんですけども、中身についてもう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは議員のご質問にお答えいたします。アイヌ文化情報発信事業につきましては、もともとはこの新法の取り組みがもう少し早く採択になれば沙流川祭においてブースを設けて実施しようかなというふうな考えではあったんですけども、若干延びたということもあってイベントの中での取り組みということで当初考えておりましたので、今回、観光協会を含めた中のイベントで考えております2月に全道PKグランプリがありますので、その中においてアイヌファッションのPRをこれはまだ確定していませんのですが、Tシャツとかソックスとかそういったもののマークを付けながら無償提供できれば、それを着用してSNSに発信してもらおうというようなかたちのものを考えているところでございます。

議長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。8番井澤議員。

8番井澤議員 8番井澤です。15ページの歳出のところの下段、15番で工事請負費ということで1200万円、精神文化拠点施設（慰霊塔）整備工事のところですけども、これは大学等の、北大等のアイヌ遺骨の返還を平取アイヌ協会が求めている申請をして、これの受け皿となるというか、受け皿というか遺骨が帰ってきたその者とそしてさらにその心の拠りどころ、毎年の慰霊のためのということの施設を造るということであると思っておりますけれども、このアイヌ遺骨の返還にかかわって帰ってきたところで受け皿となる、実際申請していますのは平取アイヌ協会でありますけれども、私のかつての一般質問の中でアイヌの方々の心の拠りどころ、また毎年の慰霊ができるということの中で、受け皿団体の意見は最大に尊重するけれども、この遺骨の返還にかかわりまして町内で活動している団体、また個人の方々の意向もこの慰霊施設、また慰霊施設等を、また遺骨の安置施設等のことについては十分に意見を聞いてほしいというようなことを対して当時の、

議長

井澤議員、できるだけ簡潔にお願いいたします。

8 番
井澤議員

はい。十分に私の質問に対して意向を尊重するということがありましたけれども、交付金の申請がなかなか認められなかったという中で、期間がありませんけれども是非そのことについては行政として、十分にそういう団体・個人の方と、またアイヌ民族の方々、町民の方々の意見が聞けるようなそういう事を急ぎ進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。今回、補正を上げさせていただきました精神文化拠点施設の整備事業でございますけれども、国の新たな交付金事業として採択をいただいたというところでございます。ご承知の通り、今平取町関係分の遺骨の返還に関しましては、文科省に対してアイヌ協会として申請を行っているというところでございまして、その可否について、なかなか文科省の返事がいただけないというような状況でございまして、今それを待っているというところでもございます。今回、整備する慰霊塔につきましては今、34遺体の返還を求めるといようなことでの安置の場としてもここを整備するといようなことでもございまして、遺体の返還につきましては色んな考え方が、まだ存在するということでもございますので、当面と言っては語弊があるかもしれませんが平取関係分も遺体が返還されるということであれば、精神文化の拠りどころとなる慰霊の施設に安置をさせていただきたいということでもございまして、その遺骨によっては縁故者も特定できるというものもあろうかと思っておりますのでその辺、今ご質問のあった関係者等の意見をさらに聞きながらその後どうするかという様なことも含めて、アイヌ協会ともまた色々協議させていただきながら、町としても対応を図りたいというふうには考えてございます。

議長

他に。3番四戸議員。

3 番
四戸議員

3番四戸です。16ページの委託料について伺いたいと思いますけれども、今回この委託については国・道からの支援金がついたということですが、この全体の方法として今後、担当課としても協議していくのかなというふうには思っておりますけれども、これは随契でやるのか、または競争入札になっていくのかその辺についてお聞きしたいと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

お答えいたします。観光プロモーション事業については、一応プロポーザル方式というかたちのもので考えているところでございます。あとは見積りという

議長

かたちをとりたいと思っています。

よろしいですか。他に。

(質疑なしの声)

それでは質疑なしと、これで質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第4、議案第2号令和元年度平取町一般会計補正予算第9号は原案のとおり可決しました。本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案2件で原案可決2件となっております。以上で全日程を終了しましたので、令和元年第9回平取町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉 会 午前10時10分)